

# 公 示

四運自公第1号

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）  
の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針につい  
て」（平成14年1月18日付け四運自公第44号）の一部を別紙の  
とおり改正したので公示する。

平成29年4月24日

四国運輸局長 瀬部 充一

	平成14年	1月18日	四運自公第44号
一部改正	平成14年	1月31日	四運自公第53号
一部改正	平成14年	7月1日	四運自公第3号
一部改正	平成16年	4月6日	四運自公第1号
一部改正	平成16年	7月13日	四運自公第9号
一部改正	平成17年	4月28日	四運自公第8号
一部改正	平成18年	3月20日	四運自公第37号
一部改正	平成19年	8月1日	四運自公第19号
一部改正	平成20年	7月1日	四運自公第15号
一部改正	平成20年	7月11日	四運自公第24号
一部改正	平成21年	9月30日	四運自公第30号
一部改正	平成26年	1月24日	四運自公第40号
一部改正	平成28年	12月20日	四運自公第30号
一部改正	平成29年	4月24日	四運自公第1号

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について

一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請事案等の審査は、道路運送法（以下「法」という。）第6条に基づいて行うものであるが、適切かつ迅速な処理を図るため、審査の基準を次のとおり定めたので、公示する。

平成14年1月18日

四国運輸局長 **波多野 肇**

## 記

### 1 許可

#### (1) 営業区域

① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき四国運輸局長が別表に定める交通圏又はその他の市町村等（以下「営業区域」という。）を単位とするものであること。

② 営業区域に営業所を設置するものであること。

#### (2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

① 営業区域内にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。

② 申請者が土地、建物について、3年以上の使用権原を有するものであること。

③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。

④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

#### (3) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

#### (4) 最低車両数

申請する営業区域において、次の区分ごとに示す車両数以上の事業用自動車を営業所ごとに配置するものであること。なお、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等はこの車両数に含めないこととする。

① 別表中の交通圏を設定している営業区域であつて人口50万人以上の市町村を含む営業区域

10両

② 別表中の交通圏を設定している営業区域であつて人口1万人以上の市町村を含む営業区域

5両

③ 別表中の交通圏を設定していない営業区域であつて人口1万人

以上の市町

5 両

④ ①～③以外の地域

2 両

⑤ 上記の基準によりがたいものとして四国運輸局長が認める地域については、これによらないことができるものとする。

⑥ ①の車両数については、同一営業区域内に複数営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。

(5) 自動車車庫

① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル以内の営業区域内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。

④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。

⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。

⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。

② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するもの

であること。

- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画され、かつ、事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

#### (7) 管理運営体制

- ① 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第47条の3の規定により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき四国運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
- ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者の選任計画があること。
- ⑨ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、

一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

#### （8）運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものではないこと。
- ③ 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ④ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

#### （9）資金計画

① 所要資金の見積もりが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

（イ）車 両 費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等

（ロ）土 地 費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等

（ハ）建 物 費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等

（ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）

（ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分

（ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）

（ト）そ の 他 創業費等開業に要する費用（全額）

② 所要資金の50パーセント以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100パーセント以上の自己資金が申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

（イ）①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（イ）と同額とする。

（ロ）①（ロ）及び（ハ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2

か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、  
①（ロ）及び（ハ）と同額とする。

（ハ）①（ニ）～（ト）に係る合計額

（10）法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（ホ）のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

（イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ロ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ハ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定

地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業お適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(二) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

(ホ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

#### (1 1) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

#### (1 2) 適用

① もっぱら患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）に係る許可申請等については、上記処理方針によらず、平成16年4月6日付け四運自公第3号「一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案の処理方針について」によることとする。

② 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。

③ ②のうち、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通



大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示59号）」第1号に規定する事業用自動車のみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこと。

- ④ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこと。

### （13）申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（1.（12）①又は③により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可をすることとなる申請を除く。）の受付は行わない。

## 2 事業計画の変更の認可

- （1）1（1）～（9）及び（11）～（13）（（12）④を除く。）に準じて審査する。

- （2）事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大）については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- （イ）運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（四国運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に

限る。)

(ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に四国運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(イ) 運転者の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)

(ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(イ) 運転者の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による処分(地

方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)

(ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- ⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

### 3 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業を譲り受けようとする者について、1(1)～(13)の定めるところ(譲受人が既存事業者の場合の1(10)は2(2)とする。)に準じて審査する。ただし、1(13)のただし書については適用しない。
- (2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」(平成10年12月17日付け自旅第198号)において認められている場合において分割譲渡が行われ

る場合は、この限りでない。

#### 4 合併、分割又は相続の認可

- (1) 1 (1) ~ (13) の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1 (10) は2 (2) とする。）に準じて審査する。ただし、1 (13) のただし書については適用しない。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1 (4) の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 既存のタクシー事業者（1人1車制個人タクシー事業者を除く。）
  - ② 分割会社の50%を超える出資による子会社

#### 5 運送約款の認可

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

#### 6 運賃及び料金の認可

別に定めるところにより行うものとする。

#### 7 許可又は認可に付した条件の変更等

- (1) 上記1~4の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1~4の定めるところにより審査する。
- (2) 上記1. (12) (①及び③に限る。) に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、特定地域に指定された地域では行わないこと。

## 8 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

## 9 処分時期

原則として随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

### 附 則

- 1 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 2 タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等を含む。
- 3 事案の処理に際しては本処理基準によるほか、申請窓口に備え置く細部取扱通達（平成16年7月29日付け四運自旅第232号）の定めによるものとする。
- 4 平成9年3月27日付け四運自公第23号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制 個人タクシーを除く。）の免許申請事案の処理方針について」及び平成9年7月18日付け四運自公第47号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の需給動向の判断に関する運用基準の制定について」は、平成14年1月31日限りで廃止する。

### 附 則（平成14年7月1日 四運自公第3号）

本処理方針は平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

### 附 則（平成16年4月6日 四運自公第1号）

本処理方針は平成16年4月1日以降に処分するものから適用する。

### 附 則（平成16年7月13日 四運自公第9号）

本処理方針は平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け四運自公第8号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成18年3月20日付け四運自公第37号）

1 本処理方針は、平成18年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成19年8月 1日付け四運自公第19号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年7月1日付け四運自公第15号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成20年7月11日付け四運自公第24号）

本処理方針は、平成20年7月11日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月30日付け四運自公第30号）

本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 四運自公第40号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に処分をするものから適用するもの

とする。

附 則（平成28年12月20日 四運自公第30号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成29年4月24日 四運自公第1号）

本処理方針は、平成29年4月24日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

別 表

	交通圏	地 域	最低車両数
交通圏を設定している営業区域	高松交通圏	高松市（島嶼部を除く。）	5両
	東讃交通圏	東かがわ市、さぬき市	5両
	中讃交通圏	坂出市（島嶼部を除く。）、丸亀市（島嶼部を除く。）、善通寺市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡多度津町（島嶼部を除く。）、琴平町及びまんのう町	5両
	小豆島交通圏	小豆郡小豆島町及び土庄町（島嶼部を除く。）	5両
	西讃交通圏	観音寺市（島嶼部を除く。）、三豊市（島嶼部を除く。）	5両
	徳島交通圏	徳島市、名西郡石井町及び神山町、名東郡佐那河内村、勝浦郡勝浦町及び上勝町	5両
	阿南交通圏	阿南市（島嶼部を除く。）及び那賀郡那賀町	5両
	鳴門交通圏	鳴門市、阿波市（旧板野郡吉野町及び土成町に限る。）板野郡松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町	5両
	西部交通圏	阿波市（旧阿波郡市場町及び阿波町に限る。）、吉野川市（旧麻植郡山川町及び美郷村に限る。）、美馬市及び美馬郡つるぎ町	5両
	海部交通圏	海部郡美波町、牟岐町（島嶼部を除く。）及び海陽町	2両
	三好交通圏	三好市及び三好郡東みよし町	5両
	松山交通圏	松山市（島嶼部を除く。）、東温市及び伊予郡砥部町及び松前町	10両
	宇摩交通圏	四国中央市	5両
	東予交通圏	新居浜市（島嶼部を除く。）及び西条市	5両
今治交通圏	今治市（今治市吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び島嶼部を除く。）	5両	



	く。)	
伊予交通圏	伊予市	5両
大洲交通圏	大洲市（島嶼部を除く。）及び喜多郡内子町（上浮穴郡小田町を除く。）	5両
八幡浜交通圏	八幡浜市（島嶼部を除く。）、西予市及び西宇和郡伊方町	5両
宇和島交通圏	宇和島市（島嶼部を除く。）、北宇和郡松野町、鬼北町及び南宇和郡愛南町	5両
越智島嶼部交通圏	今治市吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、及び大三島町	2両
上浮穴交通圏	上浮穴郡久万高原町及び喜多郡内子町（旧上浮穴郡小田町に限る。）	5両
高知交通圏	高知市、吾川郡いの町（旧吾川郡吾北村及び旧土佐郡本川村を除く。）	5両
安芸交通圏	室戸市、安芸市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村	5両
南国交通圏	南国市、香美市及び香南市	5両
土佐交通圏	土佐市、吾川郡仁淀川町、いの町（旧吾川郡吾北村及び旧土佐郡本川村に限る。）、高岡郡佐川町、越知町及び日高村	5両
高幡交通圏	須崎市、高岡郡中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町	5両
幡多交通圏	四万十市、宿毛市（島嶼部を除く。）、土佐清水市、幡多郡黒潮町、大月町及び三原村	5両
嶺北交通圏	長岡郡本山町及び大豊町、土佐郡土佐町及び大川村	2両

	地 域	最低車両数
交通圏 を設定 してい ない営 業区域	木田郡三木町	5両
	綾歌郡綾川町（旧綾上町）	2両
	綾歌郡綾川町（旧綾南町）	5両
	小松島市	5両
	吉野川市鴨島町	5両
	吉野川市川島町	2両

	地 域	最低車両数
島 嶼 部	香川郡直島町、松山市（旧温泉郡中島町）、今治市（旧越智郡関前村）、越智郡上島町及び交通圏等の最小行政区画から除かれた島嶼	2両